

官報

号外

平成二十七年九月十一日

○国 第百八十九回 衆議院會議録 第四十五号

平成二十七年九月十一日(金曜日)

議事日程 第三十七号

平成二十七年九月十一日

正午開議

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第二 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)

午後零時二分開議
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員平泉渉君は、去る七月七日逝去されました。痛惜の念にたえません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

平泉渉君に対する弔詞は、議長において去る九日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもつてその功勞を表彰され、再度国務大臣の重任にあたられた正三位勲一等平泉渉君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

日程第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(大島理森君) 日程第一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案の参議院回付案
(本号末尾に掲載)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。山井和則君。

(山井和則君登壇)

○山井和則君 まず、今回の豪雨災害で被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、犠牲になられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

政府に対しては、被災地支援と人命救助に全力を尽くすようお願いするとともに、我が党としても、災害対策本部を立ち上げ、しっかりと対応していくということを申し上げます。

さらに、被災地支援や人命救助に懸命に取り組む現地の方々に心から敬意を表するとともに、地球の温暖化や気候変動が進む中、大災害のリスクは高まっており、政治がしっかりと災害対策、被災地支援に今まで以上に取り組む決意を申し上げます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、天下の悪法である労働者派遣法改正案の回付案に対して、断固反対の討論を行います。(拍手)

本法案は、六月十九日に衆議院本会議で強行採決され、施行日を九月一日から九月三十日に修正するなどして、参議院から回付されました。きょうは九月十一日、政省令を整備したら、周知期間はたった数日しかありません。前回の派遣法改正では、周知期間は六カ月ありました。周知期間も数日で、大改正をするのはめちゃくちゃです。

施行日以外にも修正が若干されていますが、全く不十分である理由を、以下、今回の改正が若者の敵であり、かつ女性の敵であるという二点に絞って述べます。

まず、この改正案は若者の敵です。なぜなら

ば、若者が正社員になりにくくなります。臨時的、一時的な派遣ではなく、一生派遣の若者がふえます。

十年間製造業派遣で働く三十代の男性は、私に、結婚どころか恋愛すらできない、俺の人生を返してほしいと言っておられました。正社員などと比べると派遣労働者の結婚率は半分。本来、政治とは、若者に安定雇用や夢と希望あふれる人生を提供するものではないでしょうか。

安倍総理は、今回の改正で派遣労働者が正社員になる道を開くと説明していますが、間違っています。今回の日本と同様の派遣法の規制緩和を二〇〇三年に行ったドイツでは、たった五年間で二倍以上に派遣労働者が激増しました。日経新聞の八月の最新の調査でも、派遣労働者の約七割が今回の改正に反対です。派遣労働者が正社員になりにくくなる、一生派遣の労働者をふやす、当事者の声を無視した改悪は許されません。

また、今回の改正は女性の敵でもあります。派遣労働者の六割は女性ですが、派遣の女性が出産した際の育児休業の取得率はたったの四％で、正社員女性の育児休業取得率四〇％の十分の一にすぎません。

今回の改正により、今までは期間の制限なく働けていた秘書やパソコン業務などの、その多くが優秀な女性である専門二十六業務の派遣労働者約四十万人に、今回新たに三年の期間制限が入り、雇い止め、解雇になる危険性が高まります。そのため、日経新聞の調査でも、専門業務派遣の労働者の何と約八割が法改正に反対です。

派遣労働者は、いつ契約が切られるかわからない、少し苦情を言えば契約更新されなくなる、最も弱い労働者です。政治から最も遠いところにいる弱い人々を守り、応援するのが政治ではないでしょうか。しかし、安倍総理の政治は真逆で、弱い者いじめであります。

よって、参議院で行った修正では全く不十分であり、断固反対、廃案しかありません。

さらに、修正により実効性がなくなつた同一労働同一賃金法にも反対です。

安倍総理は、正社員の道を開くと言いつながら正社員を減らす派遣法改悪を行い、賃上げと言いつながら賃金の低い派遣をふやす、平和安全法制と言いつながら戦争に加担する、女性活躍推進と言いつながら派遣の女性を苦しめ、加えて、自民党総裁選挙で女性候補の立候補を阻止しました。これでは、女性の活躍推進どころか、女性の活躍妨害ではありませんか。

安倍総理は、言っていることとやっていることが真逆です。安倍政権は言行不一致政権です。安倍政権は若者の敵です。女性の敵です。平和の敵です。何よりも国民の敵です。

施行日が十九日後に迫つた労働者派遣法をきょう強行に採決し、来週安保法案を強行採決するのは、国会の歴史を汚す暴挙です。

最後に、そんな会期末の大事な時期に、安倍総理は、事もあろうか、国会の審議要請を無視し、国会をサボつて出張し、テレビ出演するなど、総理大臣失格です。

以上、反対討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 升田世喜男君。

(升田世喜男君登壇)

○升田世喜男君 維新の党の升田世喜男です。

まず初めに、このたびの記録的な大雨により、茨城、栃木を初め、甚大な被害を受けた皆様からのお見舞いを申し上げます。行方不明者の捜索や人命救助など、迅速なる対応を政府に求めています。もちろん、我が党もしっかりと対応してまいりたいと思います。

それでは、政府提出の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律案の一部を改正する法律案の回付案に対し、維新の党を代表し、反対の立場から討論を行います(拍手)

今回の派遣法改正案について、去る六月十九

日、衆議院本会議で我が党の松田直久議員が反対討論を行い、幾つかの重大な問題点を指摘いたしました。参議院では、この法案につき、各党会派で真摯な議論が行われたものと承知をしております。しかし、まことに残念ながら、参議院での修正や附帯決議等では、我が党が衆参の両院で指摘をした問題に対して根本的な解決が全く示されていないと考えるものであります。

派遣法は、制定以来、常用代替の防止、つまり、派遣先の正社員が派遣労働者に置きかわることは防ぐべきだという考え方を建前としてきました。参議院の厚生労働委員会での政府の説明によれば、この原則があるので、今回の政府案でも、派遣労働を臨時的、一時的な働き方であると条文に明記をしております。

しかし、参議院の厚生労働委員会でも政府も認めたとおり、この常用代替の防止という原則は、派遣労働者の保護と必ずしも両立しない場合があります。端的な例が、改正案での専門二十六業務での規制強化であります。この法案では、比較的高賃金が得られている専門二十六業務について、これまでではなかった三年間の期間制限が導入されております。このことは、仕事を続けたい派遣労働者の権利を奪い、派遣先にとっても有能な専門労働者を失うことになる規制であります。我が党が衆議院で反対した大きな理由の一つは、この規制強化の存在があったからであります。

参議院では、三十九項目に及ぶ長大な附帯決議が付されております。その中には、派遣労働者の利益を守ろうとする趣旨のものが見られるのは確かです。

しかしながら、附帯決議の一番最初に掲げられた労働者派遣法の原則に関する部分では、派遣が臨時的、一時的なものであるべきとの基本原則が本法施行後も変わらないことを十分留意すべきとして見れば、この原則を徹底する趣旨の決議となつております。これでは、長く勤めたい二十六業

務の派遣労働者の雇用を守るのか、疑問を感じます。残念ながら、我が党が指摘をした問題の解決としては極めて不十分であると思います。

また、改正案では、派遣が臨時的、一時的とする原則と矛盾するかのような規定が見られます。派遣先企業は、労働組合等の意見を聞けば、同じ業務に六年でも九年でも派遣労働者を使えるようになります。このため、改正案では、常用代替の原則は守られていないという指摘もあるわけであります。

労働組合の意見聴取の制度自体が実効性に乏しいものであります。参議院の修正内容も努力義務でありますから、大きな変化は全くないと言わざるを得ません。

我が党は、みずから派遣を選んで、派遣で長く働きたい人の利益も、不本意ながら派遣で働かざるを得ず、できれば正社員になりたい人の利益も、どちらも図るべきであると考えものであるとあります。

このため、参議院で我が党の川田龍平議員が述べたとおり、本人が望まない派遣労働の拡大を防ぐためには、常用代替の防止に固執することなく、より実効性のある歯どめ策をとることが極めて重要だと思います。

我が党は、派遣労働者の均等・均衡待遇を実現することによって、派遣先が派遣労働者を安い労働力として濫用的に利用することを絶対に防ぐべきと考えております。

この考え方のもとで、維新の党は、衆議院では、同一労働同一賃金法案を自民党、公明党と修正協議の上、共同で提出し、同法案は九月の九日に参議院本会議で成立をいたしました。衆議院での修正は、我が党にとっては完全に満足のいく内容ではありませんでしたが、同一労働同一賃金の制度実現のため、また派遣労働者のために必要な法律であると考えております。

しかし、たとえ同一労働同一賃金が本当に実現

するとしても、専門二十六業務の期間制限の問題は解決できません。参議院の修正、附帯決議とも、極めて不十分であると考えられるものであります。よって、維新の党は、回付案に反対であります。

以上を申し上げて、党を代表しての反対討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 高橋千鶴子君。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 まず、今般の台風十八号による豪雨災害などで被害に遭われた皆様に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今後被害の拡大が心配されますが、政府は、人命最優先に、万全の体制、対策をとるよう要請するものです。我が党としても全力で取り組んでまいります。

私は、日本共産党を代表し、労働者派遣法の一部を改正する法律案の回付案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

参議院での修正案の中心は九月一日の施行日を三十日にすることであり、そのほかは、制度の周知を徹底する内容などです。

そもそも政府・与党は、九月一日を過ぎても何の提案もせず、九月八日の委員会採決の直前に修正案を提出、野党には質疑どころか案文を検討する余裕さえ与えず採決に至るといふ異常な運営でした。

また、塩崎厚労大臣はたびたび答弁不能となり、審議が何度も中断されました。八日の委員会においても、正社員化への実効性を尋ねる質問などにに対し、考え方の違いという言葉で答弁を避けました。このことは、曲がりなりにも与野党が積み重ねてきた議論さえ否定するもので、断じて許されません。

反対する最大の理由は、本法案は臨時的、一時的、常用代替の防止としてきた派遣労働の大原則

を根底から覆す重大な改悪であり、参議院での修正によっても何ら本質を変えるものとはならないことです。

第二に、労働契約申し込みのみならず制度を発動させないことが本法案の動機となつてゐることです。

二〇一二年、民主党政権での改正の際、みなし規定は削除せよという経済界と自民党の圧力の中、みなし規定の施行日は三年後まで見送られました。その間に今回の法改正が準備され、事実上の廃案という指摘が当時からありました。それが今、現実のものになったのです。

〇八年のリーマン・ショック時は、与野党なく、派遣切り防止、雇い止めされた労働者の救済に取り組み、派遣労働者の保護へかじを切ったこと、その中から生まれたのがみなし規定だったはず。だからこそ、自民党政権になつても規定そのものの削除はできませんでした。

しかし、本法案は、専門二十六業務の廃止や期間制限を事実なくすることで、みなし規定発動の根拠を消してしまひます。みなし規定の発動を心待ちにしていた派遣労働者は、三年待たされたあげく、十月一日施行日のたつた一日前に本法案が施行され、手にするはずの直接雇用の権利をなかつたことにされる。こんなことが許されるのか。満身の怒りを込め、糾弾するものです。

第三に、施行日まで二十日間というのは極めて短期間であり、過去に例のないものです。

施行までに必要となる政省令、指針は、法案や労政審建議で示されている四十一項目と、参議院での修正案、附帯決議三十九項目に対応したものが必要となります。労政審、パブリックコメントを経て、まともに施行準備が整うなどと言えるはずがありません。

最後に、本法案は昨年二度も廃案になつた上、さらに二度の与党修正がされたことは、政府・与党みずから法案の欠陥を認めたからにはかなりましせん。

平成二十七年九月十一日 衆議院会議録第四十五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の適正な雇用確保に関する法律案(参議院回付) 勤

本法案は、職安法四十四条、労働者供給業の禁止の例外として始まつた労働者派遣を、例外ではなく一般的な働き方に逆転させる、派遣法制定以来の大改悪であります。その上、新設された個人単位の期間制限は、派遣先による派遣労働者の特定、選別につながり、派遣法違反そのものです。

また、専門二十六業務の廃止により、三年後の雇い止めが宣告される派遣労働者が相次いだ問題について、労政審でも経過措置を設けるとされたにもかかわらず、政府は何の対策も示さないばかりか、法律が雇い止めを生み出すという事態を見て見ぬふりをしていることは断じて許されません。

以上、法律によつて雇用不安をつくり出し、派遣労働を一般化、恒久化させておきながら、わずかな可能性にすぎない雇用安定措置やキャリアアップ措置をもつて派遣労働者の保護を語る資格などあるはずもなく、本法案は廃案以外にないことを指摘して、討論を終わります。(拍手)

〇議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

〇議長(大島理森君) 採決いたします。

〔賛成者起立〕

〇議長(大島理森君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意することに決まりました。

〇橘慶一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第二とともに、厚生労働委員長提出、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案を委員会の審査を省略して追加し、両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

〇議長(大島理森君) 橘慶一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

日程第二 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)

〇議長(大島理森君) 日程第二、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案、ただいま日程に追加されました戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。厚生労働委員長渡辺博道君。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺博道君登壇〕

〇渡辺博道君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、青少年の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、勤労青少年福祉法の題名を青少年の雇用の促進等に関する法律に改めること、第二に、公共職業安定所は、一定の労働関係法令に違反し、処分等の措置が講じられた求職者に

ついて、新卒者の求人申し込みを受理しないことができることとする、

第三に、新卒者の募集を行う企業が青少年の適職の選択に資する情報を提供する仕組みを設けること、

第四に、青少年の職場への定着の促進に関する取り組み等の実施状況が優良であることなどの基準に適合する中小事業主についての認定制度を創設すること、

第五に、職業生活設計の策定等を支援するキャリアコンサルティングの登録制度を創設すること等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る八月二十八日本委員会に付託され、九月二日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、戦没者の遺族等の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施する責務を有することとし、また、平成二十七年以降十一年間を、当該施策の集中実施期間として、必要な措置を講ずるものとする、

第二に、政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画を策定しなければならないものとする、

第三に、国は、遺骨収集に必要な情報の収集等の推進及び遺骨の鑑定等に関する体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする、

第四に、厚生労働大臣は、戦没者の遺骨の収容、送還等の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる一般社団法人または一般財団法人を、全国を通じて一個に限り、当該業務を行う者として指定することができるものとする事等であります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

出席閣僚大臣

厚生労働大臣 塩崎 恭久君

○議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

航空法の一部を改正する法律

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律

一、去る九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公認心理師法

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律

(報告書受領)

一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。

サイバーセキュリティ基本法第十二条第四項の規定に基づくサイバーセキュリティ戦略の報告

平成二十六年年度における予算使用の状況(平成二十六年年度出納整理期間を含む。)

平成二十七年年度第一・四半期における予算使用の状況

平成二十七年年度第一・四半期における国庫の状況

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

参議院運営委員

辞任

太田 和美君
吉田 豊史君

補欠

吉田 豊史君
太田 和美君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

門 博文君
藤原 崇君
階 猛君
神谷 昇君

補欠

神谷 昇君
山田 美樹君
後藤 祐一君
木内 均君

山田 美樹君
鈴木 憲和君
尾身 朝子君
石川 昭政君

鈴木 憲和君
尾身 朝子君
石川 昭政君
木内 均君

石川 昭政君
木内 均君
後藤 祐一君
門 博文君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

後藤 祐一君
門 博文君
階 猛君

原子力問題調査特別委員

辞任

額賀福志郎君
宗清 皇一君
荒井 聰君
大西 宏幸君

補欠

宮崎 政久君
大西 宏幸君
宗清 皇一君
額賀福志郎君

奥野総一郎君
荒井 聰君

一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(中根康浩君外二名提出)

(議案受領)

一、去る七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案

領域等の警備に関する法律案

(議案付託)

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(内閣提出第三〇号)

(議案送付)

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公認心理師法案(文部科学委員長提出)

一、去る三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案

公認心理師法案

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案

公認心理師法案

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案

公認心理師法案

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案

公認心理師法案

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案

公認心理師法案

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案

一、去る九月三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

一、昨十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案
中根康浩君外二名提出

(回付議案受領)
一、去る九日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案通知)
一、去る三日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
航空法の一部を改正する法律案

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案

一、去る九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
公認心理師法案

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案

(質問書提出)
一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

最低賃金引き上げの閣議決定に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

T P P交渉に対する政府の認識及び見解等に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

沖繩戦に対する戦後七十年度の節目をむかえた日本政府の見解等に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

来年五月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
沖繩戦などの被災実態等に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

無投票選挙における選挙公報の取り扱いに関する質問主意書(本村賢太郎君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府と沖繩県との話し合いの内容の確認及び透明化に関する質問主意書(仲里利信君提出)

国が公有水面埋立法や行政不服審査法において公益を理由としながら私人と同様の立場を主張していることに関する質問主意書(仲里利信君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自衛隊が導入するオスプレイの佐賀空港配備計画に関する質問主意書(原口一博君提出)

他国等からの原子力発電所への弾道ミサイル攻撃に関する質問主意書(原口一博君提出)

我が国の発電用原子炉に係る新規制基準に関する質問主意書(原口一博君提出)

日米ガイドラインに関する質問主意書(原口一博君提出)

原発再稼働を巡る責任の所在に関する質問主意書(原口一博君提出)

医療の提供の在り方に関する質問主意書(原口一博君提出)

一、昨十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

厚木基地空母艦載機の岩国基地への移駐に関する質問主意書(本村賢太郎君提出)

被爆者の原発反対発言を遮る学校側の対応等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

政府は内閣府試算や日本の経済の現状に関して重大な誤認があるのではないかと疑問に関する質問主意書(福田昭夫君提出)

外務省H Pから歴史問題ページが削除された件に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

東京大空襲に対する戦後七十年度の節目をむかえた政府の認識等についての政府答弁の在り方等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)
一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省H Pから歴史問題ページが削除された件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田昭夫君提出実質G D Pでマイナス成長になっても対策は必要なのかという疑問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出T P P交渉についての政府の見解等についての政府答弁に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出東京大空襲に対する戦後七十年度の節目をむかえた政府の認識等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員高橋千鶴子君外一名提出東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉城デニー君提出原発事故・子ども被災者支援法に関する質問に対する答弁書

平成二十七年九月十一日 衆議院会議録第四十五号 議長長の報告

平成二十七年九月十一日 衆議院會議録第四十五号 議長の報告

平成二十七年八月二十五日提出
質問 第三九一 号

外務省HPから歴史問題ページが削除された
件に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

外務省HPから歴史問題ページが削除され
た件に関する質問主意書

各種報道によると、外務省がホームページから、先の戦争をめぐる政府の立場をまとめた「歴史問題Q&A」を十四日に削除していたことが十七日分かった。従来の内容は平成七年の村山富市首相談話に基づき、安倍晋三首相が十四日に発表した戦後七十年談話と整合性をとるため、改訂が必要と判断したとみられる。また削除されたページでは「政府の歴史認識」について、先の大戦における日本の行為を「植民地支配と侵略」と指摘。「痛切なる反省と心からのおわびの気持ち」を常に心に刻み」と記述していたとのことである。

一 外務省は毎月何日付で「歴史問題Q&A」を削除したか、改めて示されたい。

二 外務省が「歴史問題Q&A」の削除を決定した際の決裁書は作成されているか。

三 外務省が「歴史問題Q&A」を削除した理由経緯を詳細に説明されたい。

四 先の大戦をめぐる「歴史問題Q&A」は従来の内容とどこが変わるのか。

五 次の「歴史問題Q&A」はいづつ外務省のホームページに掲載されるのか。

内閣衆質一八九第三九一 号

平成二十七年九月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省HPから歴史問題ページが削除された件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省HPから歴史問題ページが削除された件に関する質問に対する答弁書

一 から五までについて

お尋ねの「歴史問題Q&A」については、御指摘のように「削除」したのではなく、外務省において、内閣総理大臣談話が閣議決定された平成二十七年八月十四日に改訂作業を開始しており、当該談話の内容を踏まえたものとすべく整理直し、しかるべく決裁を経た上で近日中に新たなものを掲載する予定である。

平成二十七年八月二十五日提出
質問 第三九二 号

服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問主意書

強姦罪などで懲役十二年が確定し、服役中に「被害者」と目撃者とされた二人がした証言が虚偽と判明して、昨年十一月に釈放された大阪府内の七十代男性の再審初公判が十九日、大阪地裁（菅高源裁判長）で始まった。男性は二〇〇四年と二〇〇八年に当時十代だった女性に自宅で性的暴行をしたとして、二〇〇八年に強姦・強制わいせつの罪で大阪地検によって起訴された。男性は一貫して否認を続けたが、大阪地裁は「暴行された」などとする女性の証言の信用性を認め、懲役十二年を言い渡した。弁護側は調書を基に診療記録の

証拠開示を請求したが、検察側は「ない」と回答。高裁は控訴を棄却し、二〇一一年四月に最高裁で刑が確定し、男性は服役した。しかし、女性は昨年（二〇一四年）になって被害を受けていないと証言を翻し、弁護側が九月に再審請求。地検の再捜査で、性的暴行を受けた痕跡がないとする告訴当時の診療記録も見つかった。地検は無罪の可能性が高いとして、十一月に刑の執行を停止し、男性を釈放。男性の勾留と服役は計約六年に及んだ。大阪地裁は本年二月、再審開始の決定を出したとする各種報道がなされている。

一 当時、起訴した検察官の氏名を明らかにされたい。

二 当時、起訴した検察官は、現在も検察官として職務に就いているのか、就いているのなら、現在どのような役職にあるのか、また就いていないのなら、いつの時点で検察官を退任したのか、またその際、退職金は支払われているのか、それぞれ詳細を説明されたい。

三 右強姦事件で、六年もの長期にわたり拘束、服役された男性に対し、間違つて起訴した検察官、いい加減な捜査をした担当検事に對し、どんな責任をとらせるのか具体的に明らかにされたい。

四 当初、被害者と言われた女性の供述では、「検察は当初の捜査段階から、性的被害を受けていない」という病院の診察記録の存在を当初からその事実を把握していた」と述べているが、これが事実ならば、当時の担当検事はすでに証人として答えるべきと考えるが法務大臣の考え如何。

五 いずれにせよ冤罪であることがはっきりした事件を起訴するかどうかは検察の判断である。チェック機能としての機能、責任を果たしていなかったことがはっきりしたのである。罪のない人を六年間も拘束し、人生を狂わせた責任を

取るのが当然である。法務大臣として今回の右事件について検察にどのような責任をとらせるのか国民に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第三九二 号

平成二十七年九月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

御指摘の検察官は現在在職しているが、個別具体的な事件の捜査を担当した検察官について、その氏名及び役職を明らかにすることは、今後の捜査活動に支障をもたらすおそれがあり、お答えすることを差し控えたい。

三について

御指摘の「責任をとらせる」の意味が必ずしも明らかではないが、御指摘の事件において捜査を担当した検察官については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第一項に規定する懲戒処分該当事由はなかったと認められ、当該検察官及びその監督者について処分をするなどの必要はないものと考えている。

四及び五について

現在再審公判係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。

平成二十七年八月二十六日提出
質問 第三九三号

実質GDPでマイナス成長になっても対策は必要なのかという疑問に関する質問主意書

提出者 福田 昭夫

実質GDPでマイナス成長になっても対策は必要なのかという疑問に関する質問主意書

八月十七日、四ヶ月期の実質GDP速報値は、前期比〇・四％減、年率換算で一・六％減と発表された。一方では「四半世紀ぶりの成果と再生する日本経済」と題した平成二十七年年度年次経済財政報告(以下経済財政報告という)が内閣府より発表された。

これに関連して質問する。
一 実質GDPでマイナス成長になり、株価も下落し、実質賃金も下がり、その結果節約傾向が強まり消費も落ち込んでいる。また中国経済の減速の影響で輸出も減少傾向にある。このような状況下では、緊急に補正予算を組んで景気対策をすべきではないのか。

二 安倍内閣の目標は二年で二％のインフレ目標を達成する事、実質成長率が二％、名目成長率三％を達成することであったが、いずれも達成できていない。原油価格が下がったからインフレ率が落ちたという主張はおかしい。原油価格の下落はGDPを押し上げるのだから、成長率は予想以上に高くなければならないはずだがそうなのではないか。これらのことを考えると、経済財政報告の「四半世紀ぶりの成果と再生する日本経済」という主張は不適当なのではないか。

三 経済財政報告によれば、二〇一四年度の消費増税はGDP全体を一・二％ポイント程度下げたとしている。実質GDP成長率は二〇一三年度二・一％、二〇一四年度はマイナス〇・九％であり、その差は三％であるのだから、

ら、一・二％ポイントという数字は小さすぎるのではないかと。平成二十四年一月二十四日に内閣府で発表された「経済財政の中長期試算」の十二頁では、影響はさらに小さいとされていて、成長率の四年間の合計で比べた時、消費税増税を行った時と行わなかった時で僅か〇・一％の差しかないとしている。経済財政報告は、この予測が間違っていたことを認めたという事か。平成二十四年の予測が大きく外れたわけだが、その理由は何か。

四 政府は、「平成二十九年四月の消費税率の十パーセントへの引上げについては、社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、市場や国際社会における我が国の信頼を確保するため、経済環境を整える中で、実施すること」としている。しかしながら、失われた二十年と言われるほどの世界でも例を見ない大不況の中で、消費税率を更に上げて実質所得を更に下げ、その結果国民が節約志向を強めれば消費は減退し、経済は縮小する。二〇一二年十月から二〇一四年十二月の期間の年金積立金の運用益は三十五兆円もある。現在積立金は百四十五兆円にまで膨れ上がっていて、社会保障制度は破綻寸前という状態ではないし社会保障制度を守るために緊急に増税を要する。そう考えれば、平成二十九年四月の消費税率の十％への引き上げは中止すべきではないか。そうでないといと、衰退を続ける日本経済を次世代に引き継がせることになってしまふのではないかと。

五 政府は「中長期の経済財政に関する試算」(平成二十七年七月二十二日経済財政諮問会議提出)において、名目長期金利は、均衡実質金利及び期待インフレ率並びにGDPギャップなどに基いて試算された短期金利に一定のリスクプレミアムを加えることで試算した結果、二千二十年度までに経済成長等に伴って三・九パーセント程度まで上昇する結果となつてい

る。」としている。つまり、異次元の量的緩和によつて日銀から出て行った大量の資金の動きを完全に無視するという事である。こんなずさんな計算で良いのなら出口戦略など全く心配しなくてよくなるのではないかと。政府は危機対応に對する備えを怠っているのではないかと。

六 日銀の営業旬報(二〇一五年八月二十日時点)の資産側を見ると、金銭の信託(信託財産株式)一兆三千五百億七千七百九十二万四千円、金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)五兆八千八百二十億三千八百七十八万八千円、金銭の信託(信託財産不動産投資信託)二千四百四十八億三千五百五十五万五千円以上、個別株、株式指数ETF、REIT計七、五兆円となつていて、それに対して純資産(自己資本)が二〇一五年三月三十一日時点の財務諸表の貸借対照表を見ると三・九兆円しかない。また、貸借対照表を見ると、個別株、株式指数ETF、REITについては、債券や外国為替のように損失引当金を積んでいない。

日銀がこのような財政状態であるときに、仮に、世界的な市場大暴落が起き、それにつれて日本市場でも大暴落が起きれば、個別株、株式指数ETF、REIT計七、五兆円(簿価)が半分以上になれば財務諸表の「重要な会計方針」に従つて減損処理を行う必要も出てくる可能性があるとと思われる。そうすると、損失額が純資産(「自己資本」)を上回り、日銀が債務超過に陥る可能性があるように思われるが、そのようなリスクについて内閣は認識しているか。また、もしそのような場合どのような対策をするつもりか。尚、この質問に関しては、仮の話だから答えられないという回答は避けて頂きたい。仮の話だから答えられないという回答であれば、内閣は万が一の場合において無策であると認識するがそれでよいのか。

一項によつて、自己資本に相当する金額を超える金額の株式を保有できないことになつてくる。これは銀行が債務超過に陥る事を防ぐための法規であると考えられるが、この法律は日本銀行には適用されないと理解してよいのか。

あるいは、同条第二項において「銀行等及びその子会社等は、合併その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ主務大臣の承認を得て、株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することができる」とあるが、この規定を適用して日銀が自己資本を超えて株式等を保有する事が認められているという認識でよいのか。右質問する。

内閣衆質一八九第三九三号
平成二十七年九月四日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員福田昭夫君提出実質GDPでマイナス成長になつても対策は必要なのかという疑問に関する質問に對する答弁書

〔別紙〕
衆議院議員福田昭夫君提出実質GDPでマイナス成長になつても対策は必要なのかという疑問に関する質問に對する答弁書

一 景気は、このところ改善テンポにばらつきもみられるが、緩やかな回復基調が続いているものと認識している。
現時点で補正予算による経済対策を策定することは考えていない。政府としては、平成二十六年補正予算や平成二十七年年度予算に基づく施策を着実に実行するとともに、より力強い賃金上昇を促し、過去最高水準の企業収益からの投資を喚起することにより、経済の好循環を更に拡大・深化させていく。いずれにせよ、経済

動向を引き続き注視し、経済財政運営に万全を期してまいりたい。

二について
内閣府が平成二十七年八月十四日の閣議に配布した「平成二十七年年度年次経済財政報告」では、デフレからの脱却と経済再生に向けた取組が進み、デフレ状況ではなくなる中、経済の好循環が着実に回り始めた結果、企業活動や雇用を含む幅広い分野で、およそ四半世紀ぶりとなる良好な経済状況がみられるようになった旨を記述しているところであり、「不適當」との御指摘は当たらないものと考えている。

三について
「平成二十七年年度年次経済財政報告」では、平成二十六年四月の消費税引上げに伴う駆け込み需要の反動減が、平成二十六年年度のGDP全体を前年度比一・二パーセントポイント程度押し下げたとの試算をお示ししている。

他方、「経済財政の中長期試算」(平成二十四年一月二十四日内閣府公表)では、社会保障・税一体改革を考慮した場合の平成二十五年度から平成二十八年度の実質GDP成長率について、年平均で〇・一パーセントポイント程度の差が出るとの試算をお示ししている。

それぞれの試算においては、試算の考え方や、前提となる経済状況等が異なることから、御指摘の計数をもって単純に比較することは困難である。

四について
我が国の財政状況は、国・地方の債務残高がGDPの二倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど、極めて厳しい状況にある。安倍内閣としては、経済と財政双方の一体的な再生を目指しており、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の三本柱の改革を一体として推進することとしている。平成二

十九年四月の消費税率の十パーセントへの引上げについては、社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、市場や国際社会における我が国の信頼を確保するため、経済環境を整える中で、実施することとしている。引き続き、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」からなる経済政策を一体的に推進することにより、経済の好循環を確かなものとしてまいりたい。

五について
「中長期の経済財政に関する試算」(平成二十七年七月二十二日経済財政諮問会議提出)は、経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデルに基づき試算を行ったものであることから、金利の上昇が経済に与える影響等も織り込まれており、「ずさんな計算」との御指摘は当たらないものと考えている。

なお、お尋ねの金融緩和の「出口戦略」について、日本銀行総裁は、平成二十七年七月十五日の記者会見において、「出口について具体的に議論するのはやはり時期尚早であると思っております」と発言したと承知している。政府としては、日本銀行が、その時々々の経済・物価情勢や市場動向を踏まえつつ、適切な対応を行うものと考えている。

六について
お尋ねについては、仮定の御質問であることと、また、日本銀行の金融政策運営に関するものであり、同行の自主性は尊重されなければならぬことから、お答えすることは差し控えたが、一般論として申し上げれば、同行の財務の健全性については、まずは同行において関係法令の規定に則して適切な運営が図られるべきものであると考えている。

また、同行は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第三条第一項に規定する「銀行等及びその子会

社等」に該当しないため、同項及び同条第二項の規定は適用されない。

平成二十七年八月二十六日提出
質問 第三九四号

TPP交渉についての政府の見解等について
の政府答弁に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

TPP交渉についての政府の見解等についての政府答弁に関する第三回質問主意書
本年六月二十九日、オバマ米大統領は環太平洋パートナーシップ協定(TPP)(以下、「TPP」とする。)の交渉に不可欠な大統領貿易促進権限(TPA)法案に署名し、同法は成立し、「TPP」は大筋合意に向けて交渉が加速される等の各種報道がなされている。

右と、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三七九号)、「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第三六五号)及び「政府答弁書」(内閣衆質一八九第三四五号、三三三三三、三〇一)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で当方は、TPP交渉において政府として国会決議を守るか守らないか問うているのである。質問に対し端的に答えられた

二 「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三七九号)で、「環太平洋パートナーシップ協定交渉において、衆議院及び参議院の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たっているところである。」との答弁をされているが、「守るべきものは守り、攻めるべきものは攻める」というのは、具体的に何をさすのか答えられたい。

内閣衆質一八九第三九四号
平成二十七年九月四日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉についての政府の見解等についての政府答弁に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉についての政府の見解等についての政府答弁に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十七年八月二十五日内閣衆質一八九第三七九号。以下「前回答弁書」という。)でお答えしたとおり、政府としては、環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)協定交渉において、衆議院及び参議院の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たっているところである。

二について

前回答弁書における「守るべきものは守り、攻めるべきものは攻める」とは、TPP協定によつて自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々と経済連携に関する二十一世紀型の新たなルールをアジア太平洋地域に作り上げること、そして、同地域の活力を取り込むことで我が国の力強い経済成長を実現すること、また、美しい田園風景、農村の伝統・文化、国民皆保険制度を基礎とした社会保障制度といった世界に誇るべき我が国の国柄を守ること等を念頭に置いている。

平成二十七年八月二十六日提出
質問 第三九五号

安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する再質問主意書

政府は本年八月十四日、戦後七十年の安倍首相談話(以下、「総理談話」とする。)を閣議決定し、その後安倍首相は記者会見して発表した。

以下、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三七八号)を踏まえ、再質問する。

一 「支那事変」は事変に該当するか否か答えられたい。

二 過去に日本は他国を「侵略」したことがあるか。

三 二であるのであれば、日本が「侵略」した国(場所)はどこか詳細を示されたい。

四 過去において、日本は韓国、中国を植民地支配したことはあるか。

五 第二次世界大戦は日本がおこなったものであるか。日本がおこなったものであるのであれば、具体的事例をもって示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第三九五号
平成二十七年九月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する再質問に対する答弁書

一及び五について
一般的に、歴史的な事象に関する評価につい

ては、専門家等により議論されるべきものと考える。いずれにせよ、平成二十七年八月十四日の内閣総理大臣談話(以下「今回の談話」という。)では、「事変、侵略、戦争、いかなる武力の威嚇や行使も、国際紛争を解決する手段としては、もう二度と用いてはならない」と述べている。

二から四までについて

政府としての認識については、今回の談話及びその発表に引き続いて行われた安倍内閣総理大臣記者会見において示されているとおりである。また、一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものとする。

平成二十七年八月二十六日提出
質問 第三九六号

東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三八〇号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第三七三三号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書に対し、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三八〇号)では何ら誠実に答えていない。「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三八〇号)を起案した者の官職氏名を明らかにされたい。なお、部署のみにならないよう誠実な答弁を求める。

二 前回質問主意書で、「多数の民間人を犠牲にした無差別殺人ともいえる東京大空襲は、ハーグ法(武力紛争法)に抵触すると考えるが、政府

の認識如何。」と問うたが、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三八〇号)では、質問に対し、誠実に答えていない。いい加減な答弁書を閣議決定することは、国民から選ばれた国会議員ひいては国民を愚弄するものとするが、政府の認識如何。

三 改めて、多数の民間人を犠牲にした無差別殺人ともいえる東京大空襲は、ハーグ法(武力紛争法)に抵触すると考えるが、政府の認識如何。

右質問する。

内閣衆質一八九第三九六号
平成二十七年九月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条の規定に基づく質問に対して誠実に答弁している。また、お尋ねの答弁書は、外務省北米局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

三について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七年八月十四日内閣衆質一八九第三七三三号)においてお答えしたとおりである。

平成二十七年八月二十七日提出
質問 第三九七号

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に関する質問主意書

提出者

高橋千鶴子

畠山 和也

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に関する質問主意書

福島第一原発事故発生から四年余りが経過した現在も、依然として多くの被災者が避難生活を余儀なくされている。

過日、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(以下「支援法」)に基づく、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」の改定が閣議決定されたが、その中で、自主避難者に対する応急仮設住宅の供与を平成二十九年三月末で打ち切るとされていることに関し、被災者から不安の声が数多く寄せられている。

従って、次の事項について質問する。

一 改定された「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」は、避難指示区域以外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与を平成二十九年三月末までとした福島県の決定について、「空間放射線量が大幅に低減していること等」とも整合的であるとしている。

しかし、このたびの福島県の決定を政府が追認することは、被災者の避難の選択を尊重し支援するとして「支援法」第二条第二項と整合しないと考える。したがって、「空間放射線量が大幅に低減していること等」とも整合的である」との文言は削除すべきと考えるがどうか。

二 自主避難者に対する応急仮設住宅の供与打ち切りを妥当と判断するにあたって、「支援法」第五条第三項及び同法第十四条に基づく被災者のどのような意見を反映したのか。

三 「支援法」第二条第二項は、「被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によつて行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならぬ」としている。

当該支援策の打ち切りが、「支援法」第二条第二項にいう居住、移動、帰還を被災者が選択するに際し、「自らの意思によつて行う」ことを妨げるものでないといえる根拠は何か。

四 公営住宅入居円滑化による支援施策について、国土交通省が、抽選なしで優先的に入居できるいわゆる「特定入居」を適用しないよう自治体に求めたとの報道があるが事実か。

事実とすれば、どのような理由によつて「特定入居」の適用除外を判断したのか。

五 公営住宅入居円滑化による支援施策は、住宅の確保を保障するものではなく実効性が乏しい。「支援法」第九条に基づく国が講ずる「住宅の確保に関する施策」にてらして、現在の「みなし仮設」を「みなし復興公営住宅」として支援すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一八九第三九七号
平成二十七年九月四日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員高橋千鶴子君外一名提出東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高橋千鶴子君外一名提出東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて
福島県においては、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づく応急仮設住宅について、平成二十八年三月末まで延长了と期間を、平成二十九年三月末まで延长了と期間を、平成二十九年四月以降の取扱については、災害救助法に基づく応急救助から、新たな支援策へ移行すること等を公表したところである。

原子力規制庁が実施している航空機モニタリングの結果に基づき推計した外部被ばく線量は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発生時と比べ、大幅に低減しており、各市町村で実施している個人被ばく線量の測定、福島県が実施しているホールボディ・カウンタ検査及び厚生労働省等が実施している食品検査等の結果の数値も相当程度低いものとなっていることから、パブリックコメント等により得られた様々な意見を踏まえ策定した「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成二十七年八月二十五日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、「新たに避難する状況にはなく」とした上で、福島県が公表した内容は、「空間放射線量が大幅に低減していること等とも整合的である」としている。

その上で、基本方針において、「政府としては、新たな生活への円滑な移行のための相談支援をはじめとして、被災者がいずれの地域においても安心して生活を営むことができるよう、適切に対応していく」としており、この基本方針は、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるた

めの被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第百十八号）第二条第二項の趣旨に整合的であると考えている。

四について
御指摘のような、公営住宅への入居の円滑化支援について、国土交通省が「特定入居」を適用しないよう地方公共団体に求めたという事実はない。

五について
政府としては、住宅の確保に関する措置として、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や公営住宅への入居の円滑化支援を講じているところである。基本方針においては、今後、「新たな生活への円滑な移行のための相談支援をはじめとして、被災者がいずれの地域においても安心して生活を営むことができるよう、適切に対応していく」としている。

平成二十七年八月二十七日提出
質問 第三九八号

原発事故・子ども被災者支援法に関する質問
主意書

提出者 玉城デニー

原発事故・子ども被災者支援法に関する質問
問主意書

政府が本年八月二十五日に閣議決定した東京電力福島第一原発事故の避難者を支援する「子ども被災者支援法」の基本方針の改定は、事故を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を十分に反映した対応とは言えないものである。

従つて、次の事項について質問する。

一 基本方針の改定概要では、支援対象地域について「線量が防災時と比べ大幅に低減し、避難する状況にはない」としていることは、支援対象地域からの避難の選択を尊重し支援するとの基本理念（同法二条二項）および、基本理念に則

り支援する国の責務を定めた同法三条と整合しないと考えられるが、政府はどのように考えるか。

二 政府避難指示とは別に「避難する状況にあるか否かを政府として判断したのか。政府避難指示とは別に避難の必要性について政府が判断したのであれば、その基準を明らかにされたい。

内閣衆質一八九第三九八号
平成二十七年九月四日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員玉城デニー君提出原発事故・子ども被災者支援法に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕
衆議院議員玉城デニー君提出原発事故・子ども被災者支援法に関する質問に対する答弁書

一及び二について
原子力規制庁が実施している航空機モニタリングの結果に基づき推計した外部被ばく線量は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発生時と比べ、大幅に低減しており、各市町村で実施している個人被ばく線量の測定、福島県が実施しているホールボディ・カウンタ検査及び厚生労働省等が実施している食品検査等の結果の数値も相当程度低いものとなっていることから、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成二十七年八月二十五日閣議決定。以下「基本方針」という。）では「避難指示区域以外の地域から新たに避難する状況にはなく」としている。これは、政府による避難に係る指示は行われなかったが、居住者等に特に強い健康不安が生じたといえる避難指示区域以外の地域の現在の放射線量等の状況を述べたものである。

他方、基本方針においては、「被災者が、いずれの地域にかかわらず、自ら居を定め、安心して自立した生活ができるよう、法の趣旨に沿って、定住支援に重点を置きつつ、地方創生分野の取組など各施策も活用しながら、引き続き必要な施策を行っていく」ととし、また、「その際、福島県の子どもの自然体験活動への支援、就学支援や自立のための就業支援など、被災者の抱える様々な課題にきめ細やかに、かつ弾力的に対応するよう取り組む」としており、この基本方針は、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守るための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四十八号)の趣旨に整合的であると考えている。

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員小宮山泰子君提出子ども・被災者支援法における支援対象地域に関して政府における科学的見解等に関する質問に対する答弁書

平成二十七年八月三十一日提出
質問 第三九九号

子ども・被災者支援法における支援対象地域に関して政府における科学的見解等に関する質問主意書

提出者 小宮山泰子

子ども・被災者支援法における支援対象地域に関して政府における科学的見解等に関する質問主意書

福島第一原発事故では、極めて広範囲の地域における放射能汚染を招いた。

子ども・被災者支援法は、年間被ばく線量二十ミリシーベルト以上と成る避難指示区域のみならず、一定の基準以上の被ばく線量となる地域について自主的避難をする者ならびに居住継続者のい

ずれも支援対象とし、平成二十四年に与野党全派一致によって成立した。

平成二十七年六月二十四日、復興庁浜田副大臣から原子力規制委員会の田中委員長にあてた文章において、子ども・被災者支援法における支援対象地域に関して「科学的には、支援対象地域は縮小・廃止すべき状況である」と記述し、田中委員長に対して「専門家から改めて、支援対象地域の線量は、現在、既に避難するような状況ではない旨の見解を確認いただきたい」と、問うている。

さらに、「これは、支援対象地域は避難すべき状況であると主張される自主避難者への科学的反論をも示すものになる」と記述されている。

これら副大臣名での公開文章の内容を踏まえ、以下質問する。

一 子ども・被災者支援法は、放射能が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていないことを前提として、個人の選択を尊重することを求めているが、政府は、放射能の人の健康に及ぼす危険について科学的に解明されたと考えているのか、見解如何。

二 副大臣が「科学的には、支援対象地域は縮小・廃止すべき状況である」と述べる根拠と成る科学的知見の内容について表明された。

三 支援対象地域からの自主避難者に対しての「科学的反論をも示す」とこの目的について政府の見解如何。

内閣衆質一八九第三九九号
平成二十七年九月八日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員小宮山泰子君提出子ども・被災者支援法における支援対象地域に関して政府における科学的見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員小宮山泰子君提出子ども・被災者支援法における支援対象地域に関して政府における科学的見解等に関する質問に対する答弁書

一について

国際放射線防護委員会(以下「ICRP」という)は、放射線に関する専門家から構成される国際組織であり、我が国においても、従来から、その勧告を放射線防護対策を講ずる上での基礎として取り入れているものであるが、ICRPの平成十九年の勧告等においては、放射線による人体への影響について、疫学的な研究では、百ミリシーベルトより高い線量ではがんのリスクの可能性が高くなるとされるが、およそ百ミリシーベルトまでの線量ではがんのリスクが高まることは明らかにされていないとしている。

二について

原子力規制庁が実施している航空機モニタリングの結果に基づき推計した外部被ばく線量は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発生時と比べ、大幅に低減しており、各市町村で実施している個人被ばく線量の測定、福島県が実施しているホールボディ・カウンタ検査及び厚生労働省等が実施している食品検査等の結果の数値も相当程度低いものとなっている。

三について

御指摘の「科学的反論をも示す」とは、いまだ十分に解消されていない被災者の放射線による健康影響等に対する不安に対して、放射線の健康影響等に関する国際的な知見や線量水準に関する考え方を、分かりやすく丁寧に伝えることを表すものであり、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(平成二十七年八月二十五日閣議決定)においても、このことの重要性を示しているところである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条により回付する。
平成二十七年九月九日

参議院議長 山崎 正昭
衆議院議長 大島 理森殿

(修正に係る条文を掲ぐ、小字及び一は修正)

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)
第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第六項」に改め、「係る」の下に「事業所その他派遣就業の場所の」を加え、「当該業務」を「当該事業所その他派遣就業の場所の業務」に改める。

第三十七条第一項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 第三十条第一項同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含むもの規定により講じた措置

九 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る)を行つた日時及び内容

第四十条の二第四項中「前項の期間を定め、又はこれを変更しよう」を「派遣可能期間を延長しよう」に、「あらかじめ」を「意見聴取期間に、厚生労働省令で定めるところにより、過半数労働組合等」に、「労働組合に対し」を「労働

第六条第五号	第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人第一号の規定により廃止を命じられた場合については、当該シルバー人材センター)	シルバー人材センターが第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられた場合(同項第一号の規定により廃止を命じられた場合については、当該シルバー人材センター)
第六条第六号	労働者派遣事業の許可の取消し	労働者派遣事業の廃止の命令

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)
第十六条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。
第四十四条の表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第三十六条の項の次に次のように加える。

第三十七条第一項第四号	場所及び組織単位	場所
第三十七条第一項第八号	第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により講じた措置	第三十条第一項の規定により講じた措置(同項第一号に掲げる措置を除く。)
第三十九条	第二十六条第一項各号	建設労働法第四十三条各号

(港灣労働法の一部改正)

第十七条 港灣労働法の一部を次のように改正する。
第二十三条の表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第三十六条の項中「第六条第一号から第四号まで」を「第六条第一号から第八号まで」に改め、同表第三十六条第六号の項中「第三十六条第六号」を「第三十六条第七号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十七条第一項第四号	場所及び組織単位	場所
第三十七条第一項第八号	第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により講じた措置	第三十条第一項の規定により講じた措置(同項第一号に掲げる措置を除く。)

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年四月十七日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 町村 信孝殿

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律
(勤労青少年福祉法の一部改正)
第一条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 青少年雇用対策基本方針(第八条)

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第一節 公共職業安定所による職業指導等(第九条―第十一号)

第二節 基準に適合する事業主の認定等(第十二号―第十六号)

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置(第十七号―第十九号)

第五章 雑則(第二十号―第二十八号)

第六章 罰則(第二十九号―第三十三号)

附則
第一条中「勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もつて勤労青少年の「を」青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業(以下「適職」という。)の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有

する能力を有効に発揮することができるようにし、もつて」に、「図る」を「図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与する」に改める。

第二条中「すべて勤労青少年」を「全て青少年」に改め、「心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に」を削り、「産業」を「経済」に、「になう」を「担う」に、「かんがみ、勤労青少年が」を「鑑み、青少年が、その意欲及び能力に応じて」に、「すこやかに」を「健やかに」に改める。

第三条中「勤労青少年」を「青少年である労働者」に、「勤労に従事する」を「将来の経済及び社会を担う」に、「もち、みずからすすんで」を「持ち、自ら進んで」に改める。

第四条の見出しを「(事業主等の責務)」に改め、同条第一項中「その雇用する勤労青少年の福祉を増進する」を「青少年について、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に発揮することができ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。)、募集受託者(同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。)、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者(以下「職業紹介事業者等」という。))は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着を図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならない。
第四条第三項を削る。
第五条を次のように改める。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、地域の実情に応じ、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。

第二十条中「第六条第一項、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)、同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。))及び第十九条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。))中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第十三条第二項を「第四条第二項中「職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第十九条」とあるのは「第四十四条第二項」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第六条中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第八條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。))中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。))中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。))次条及び第二十三条において同じ。」と、第十條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十一條中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十二條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十三條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十四條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十五條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。))と、前条に改め、同条を第二十七條とし、同条の前に次の二条を加える。

は「国土交通大臣」と、第九條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。))次条及び第二十三条において同じ。」と、第十條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十一條中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十二條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十三條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十四條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十五條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。))と、前条に改め、同条を第二十七條とし、同条の前に次の二条を加える。

(権限の委任)

第二十五條 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第十九條第一項中「勤労青少年福祉対策基本方針を、青少年雇用対策基本方針に改め、同条を第二十四條とし、同条の前に次の二条を加える。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十二條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主及び職業紹介事業者等に対して、報告を求め、

又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(相談及び援助)

第二十三條 公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

第十八條の見出しを「(事業主等に対する援助)」に改め、同条中「勤労青少年」を「青少年」に、「を増進するための事業を推進するために」を「を増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、」に、「行なう」を「行なう」に改め、同条を第二十一條とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(労働に関する法令に関する知識の付与)

第二十条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するように努めなければならない。

(第四章を削る。)

第五章の章名を削る。

第十三條及び第十四條を削る。

第十二條の見出し中「勤労青少年」を「青少年」に改め、同条中「勤労青少年」を「青少年」に改め、(昭和四十四年法律第六十四号)及び(昭和二十二年法律第二十六号)を削り、同条を第十九條とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第十一條の見出しを「(職業能力の開発及び向上に関する啓発活動等)」に改め、同条中「勤労青少年が職業に必要な技能(これに関する知識を含む。))を習得するを、青少年がその職業能力の開発及び向上を図る」に、「勤労青少年その他の」を「青少年その他」に、「職業訓練に関する啓もう宣伝」を「職業能力の開発及び向上に関する啓発活動」に改め、同条を第十七條とし、同条の次に次の一条を加える。

(職業訓練等の措置)

第十八條 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るため、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五條の四第一項に規定する職務経歴等記録書の普及の促進その他の必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるように努めなければならない。

第十條を削り、第九條中「職業安定機関」を「公共職業安定所」に、「勤労青少年」を「青少年」に、「行なうことができる」を「行なうものとする」に改め、同条を第十條とし、同条の次に次の一条、一節及び章名を加える。

(国と地方公共団体の連携)

第十一條 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 基準に適合する事業主の認定

等

(基準に適合する事業主の認定)

第十二條 厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のものに限る。))からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十三條 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十五条において「認定事業主」という。))は、商品、役務の提供の用に供する物、商品

事業者等、教育機関その他の関係者は、第二
条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少
年の福祉の増進を図るために必要な施策が効
果的に実施されるよう、相互に連携を図りな
がら協力するように努めなければならない。

(指針)

第七條 厚生労働大臣は、第四條及び前條に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

本則に次の一条及び一章を加える。
(適用除外)

第二十八條 第四條第一項、第六條、第七條、第十二條から第十六條まで、第十九條、第二十一條及び第二十二條の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第六章 罰則

第二十九條 第十五條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五條第四項の規定による届出をしない、労働者の募集に従事した者
- 二 第十五條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十五條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三條第二項の規定に違反した者
- 二 第十五條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十五條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若

しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十三條 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第二條 青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條」を「第十二條」に、「第二節 基準に適合する事業主の認定等(第十二條―第十六條)」を「第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置(第十三條―第十四條) 業主の認定等(第十五條―第十九條)」に、「第十七條―第十九條」を「第二十條―第二十二條」に、「第二十條―第二十八條」を「第二十三條―第三十一條」に、「第二十九條―第三十三條」を「第三十二條―第三十六條」に改める。

第四條第一項中「改善」の下に「職業の選択に資する情報の提供」を加え、同条第二項中「職業紹介事業者をいう」の下に「第十四條において同じ」を、「募集受託者をいう」の下に「第十三條において同じ」を加える。

第八條第一項中「第二十四條」を「第二十七條」に改める。

第三十三條中「第二十二條」を「第二十五條」に改め、同条を第三十六條とする。

第三十二條を第三十五條とする。

中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同条を第三十四條とする。

第三十條第一号中「第十五條第四項」を「第十八條第四項」に改め、同条第二号及び第三号中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同条を第三十三條とする。

第二十九條中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同条を第三十二條とする。

第二十八條中「第十二條から第十六條まで、第十九條、第二十一條及び第二十二條」を「第十五條から第十九條まで、第二十二條、第二十四條及び第二十五條」に改め、第五章中同条を第三十一條とする。

第二十七條中「次条及び第二十三條において」を「以下」に、「第二十一條」を「第十一條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五條の五」とあるのは「船員職業安定法第十五條第一項」と、第十三條第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第十四條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、第二十四條に、「第二十二條」を「第二十五條」に、「第二十三條中」を「第二十六條中」に、「第二十四條」を「第二十七條」に改め、同条を第三十條とする。

第二十六條を第二十九條とし、第二十三條から第二十五條までを三條ずつ繰り下げる。

第二十二條中「及び職業紹介事業者等」を「職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者」に改め、同条を第二十五條とする。

第二十一條を第二十四條とし、第二十條を第二十三條とする。

第四章中第十九條を第二十二條とし、第十八條を第二十一條とし、第十七條を第二十條とする。

る。

第三章第二節中第十六條を第十九條とする。

第十五條の前の見出しを削り、同条第五項及び第六項中「第十五條第四項」を「第十八條第四項」に改め、同条を第十八條とし、同条の前に見出しとして「委託募集の特例等」を付する。

第十四條中「第十二條」を「第十五條」に改め、同条を第十七條とする。

第十三條第一項中「第十五條」を「第十八條」に改め、同条を第十六條とする。

第十二條を第十五條とする。

第三章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置

(青少年雇用情報の提供)

第十三條 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集(次項において「学校卒業見込者等募集」という。)を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項(同項及び次条において「青少年雇用情報」という。)を提供するよう努めなければならない。

2 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集に当たり、当該学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第十四條 求人者は、学校卒業見込者等求人申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するように努めなければならない。

い。

2 国は、職務経歴等記録書の様式を定めるに当たつては、青少年の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上が促進されるように、その特性にも配慮するものとする。

第十六条第四項中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

4 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、必要に応じ、キャリアコンサルタントによる相談の機会の確保その他の援助を行うように努めなければならない。

第二十七条第五項中「第十五条の六第二項」を「第十五条の七第二項」に、「第二十三条第三項」を「第二十三条第三項及び第四項」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第八節 キャリアコンサルタント

(業務)

第三十条の三 キャリアコンサルタントとは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする。

(キャリアコンサルタント試験)

第三十条の四 キャリアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

2 前項のキャリアコンサルタント試験(以下この節において「キャリアコンサルタント試験」という。)は、学科試験及び実技試験によって行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キャリアコンサルタント試験を受けることができない。

一 キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能に関する講習で厚生労働省令で定めるものの課程を修了した者

二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

(登録試験機関の登録)

第三十条の五 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)に、キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務(以下「資格試験業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 資格試験業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録試験機関に資格試験業務を行わせるときは、資格試験業務を行わないものとする。

(欠格事項)

第三十条の六 厚生労働大臣は、前条第二項の規定により登録の申請を行う者(以下この条及び次条において「申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十条の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ない者

三 申請者の役員のうちに第一号に該当する者がある者

四 申請者の役員のうちに第三十条の十二第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者がある者

(登録の要件等)

第三十条の七 厚生労働大臣は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一次に掲げる科目について試験を行うこと。

イ この法律その他関係法令に関する科目

ロ キャリアコンサルティングの理論に関する科目

ハ キャリアコンサルティングの実務に関する科目

二 その他厚生労働省令で定める科目

二次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。

イ 学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ キャリアコンサルティングに五年以上従事した経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 資格試験業務に関する規程(試験に関する秘密の保持に関することを含む。以下「試験業務規程」という。)に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。

と。

ロ イに掲げるもののほか、資格試験業務の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令で定めるもの

四 債務超過の状態にないこと。

2 第三十条の五第一項の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第三十条の五第二項各号に掲げる事項(登録事項等の変更の届出)

第三十条の八 登録試験機関は、前条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 登録試験機関は、役員又は試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

第三十条の九 登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、資格試験業務の実施方法、試験に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(資格試験業務の休廃止)

第三十条の十 登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、資格試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十条の十一 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百五条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならない。

2 キャリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(解任命令)
第三十条の十二 厚生労働大臣は、登録試験機関の役員又は試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格

平成二十七年九月十一日 衆議院会議録第四十五号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

試験業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該役員又は試験委員の解任を命ずることができる。

2 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、試験委員となることができない。

(秘密保持義務等)

第三十条の十三 登録試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、資格試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 資格試験業務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十条の十四 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(登録の取消し等)

第三十条の十五 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の六各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第三十条の五第一項の登録を受けたとき。

二 第三十条の九第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行つたとき。

三 第三十条の九第三項、第三十条の十二第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十条の十、第三十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第三十条の十一第二項の規定による請求を拒んだとき。

(帳簿の記載)

第三十条の十六 登録試験機関は、帳簿を備え、資格試験業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第三十条の十七 厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して資格試験業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第三十条の十八 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十条の五第一項の登録をしたとき。
二 第三十条の八第一項の規定による届出があつたとき。

三 第三十条の十の許可をしたとき。
四 第三十条の十五の規定により登録を取り消したとき。

五 第三十条の十五第二項の規定により資格試験業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。

(キャリアコンサルタントの登録)

第三十条の十九 キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人
二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
三 この法律及びこの法律に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第三十条の二十二第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の更新に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(キャリアコンサルタント登録証)

第三十条の二十 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録をしたときは、申請者に前条第一項に規定する事項を記載したキャリア

アコンサルタント登録証(次条第二項において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十条の二十一 キャリアコンサルタントは、第三十条の十九第一項に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 キャリアコンサルタントは、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十条の二十二 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の十九第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十条の二十三 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第三十条の二十四 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十条の十九第一項、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条の規定の適用については、第三十条の十九第一項中「厚生労働省に」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」とする。

(指定の基準)

第三十条の二十五 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 営利を目的としない法人であること。

(指定登録機関の指定等についての準用)

第三十条の二十六 第三十条の五第三項、第三十条の六、第三十条の八第二項、第三十条の九、第三十条の十、第三十条の十二第一項及び第三十条の十三から第三十条の十八まで(第三十条の十五第二項第五号及び第三十条の十八第二号を除く。)の規定は、第三十条の二十四第一項の指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第三十条の五第三項中「第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、第三十条の六中「前条第二項」とあるのは「第三十条の二十四第二項」と、第三十条の八第二項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、第三十条の九第一項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)」と、同条第二項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「実施方法、試験に関する料金」とあるのは「実施方法」と、

同条第三項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「試験の」とあるのは「登録事務の」と、第三十条の十二第一項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第三十条の十三第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第三十条の十四第一項中「第三十条の七第一項各号」とあるのは「第三十条の二十五各号」と、第三十条の十五第二項第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、同項第二号中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、同項第四号中「第三十条の十、第三十条の十一第一項」とあるのは「第三十条の十」と、第三十条の十八第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

同条第三項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「試験の」とあるのは「登録事務の」と、第三十条の十二第一項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第三十条の十三第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第三十条の十四第一項中「第三十条の七第一項各号」とあるのは「第三十条の二十五各号」と、第三十条の十五第二項第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、同項第二号中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、同項第四号中「第三十条の十、第三十条の十一第一項」とあるのは「第三十条の十」と、第三十条の十八第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

(義務)

第三十条の二十七 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。キャリアコンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第三十条の二十八 キャリアコンサルタントでない者は、キャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(厚生労働省令への委任)

第三十条の二十九 この節に定めるもののほか、キャリアコンサルタント試験、キャリアコンサルタントの登録その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 職業能力検定

第四十四条第一項中「政令」を「厚生労働省令」に改め、同条に次の一項を加える。

4 実技試験の実施方法は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。

第五章中第四十四条の前に次の節名を付する。

第一節 技能検定

第四十七条第一項中「試験業務」を「この条及び第九十六条の二において「技能検定試験業務」に改め、同項各号及び同条第二項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、同条第三項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、「明治四十年法律第四十五号」を削り、同条第四項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第五十条の次に次の節名及び一条を加える。

第二節 補則

(職業能力検定に関する基準の整備)

第五十条の二 厚生労働大臣は、職業能力検定(技能検定を除く。以下この条において同じ。)の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとする。

第五十一条中「技能検定」を「職業能力検定」に改める。

第九十六条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(登録試験機関等がした処分等に係る審査請求)

第九十六条の二 登録試験機関が行う資格試験業務に係る処分若しくはその不作為、指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為又は指定試験機関が行う技能検定試験業務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をする。

ことができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録試験機関、指定登録機関又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第九十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験を受けようとする者、第三十条の十九第一項の登録を受けようとする者、第三十条の二十の登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者、第四十四条第一項」に改める。

第九十九条の二中「従事した者」の下に「又は第三十条の二十七第二項の規定に違反した者」を加える。

第一百条第四号中「第四十七条第二項」を「第三十条の十三第一項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)(又は第四十七条第二項)に改め、同条の次の一条を加える。

第一百条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)(の許可を受けないで資格試験業務又は登録事務の全部を廃止したとき。

二 第三十条の十六(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)(の規定に違反して資格試験業務又は登録事務に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十条の十七第一項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)(の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二百二条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第三十条の二十二第二項の規定によりキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、キャリアコンサルタントの名称を使用したもの

五 第三十条の二十八の規定に違反した者
 第五百五条中「第四十七条第四項」を「第三十条の十五第二項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)(又は第四十七条第四項)に改め、「違反行為をした」の下に「登録試験機関、指定登録機関又は」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五百五条の二 第三十条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第十九条の規定公布の日

二 第二条の規定 平成二十八年三月一日

三 第三条の規定、第四条中職業安定法第二十六條第三項の改正規定及び同法第三十三條の二の改正規定(昭和四十四年法律第六十四号)を削る部分に限る。)、第五条の規定(職業能力開発促進法の目次の改正規定(第十五条の五)を「第十五条の六」に、「第十五条の

六」を「第十五条の七」に改める部分に限る。)、同法第三条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九条、第十条の二第二項第一号、第十五条の二第二項第八号及び第十五条の三の改正規定、同法第十五条の七に一項を加える改正規定、同法第十五条の七を同法第十五条の八とし、同法第十五条の六を同法第十五条の七とする改正規定、同法第三章第二節中第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四を第十五条の五とする改正規定、同法第十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十六条第四項の改正規定、同法第二十七條第五項の改正規定(第十五条の六第二項)を「第十五条の七第二項」に改める部分に限る。並びに同法第九十六條の改正規定を除く。並びに附則第五条、第六条及び第九条の規定 平成二十八年四月一日

(検討)
 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(準備行為)
 第三条 第一条の規定による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律第十二条の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

第四条 第五条の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項、次条及び附則第六条において「改正後能開法」という。第三十条の五第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

2 改正後能開法第三十条の二十四第一項の指定を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲

げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)
 第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にキャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後能開法第三十条の二十八の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う調整規定)
 第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における改正後能開法第九十六條の二の規定の適用については、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)
 第七条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。
 (雇用対策法の一部改正)
 第八条 雇用対策法(昭和四十一年法律第三百十二号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。
 第七条 削除
 第九条中「前二条」を「前条」に改める。
 (登録免許税法の一部改正)
 第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(十二)の次に次のように加える。

(二十一) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の十九第一項(キャリアコンサルタントの登録)のキャリアコンサルタントの登録(更新の登録を除く。)

登録件数 一件につき九千円

別表第一第八十一号の次に次のように加える。

八十一の二 キャリアコンサルタントに係る登録試験機関の登録

職業能力開発促進法第三十条の五第一項(登録試験機関の登録)の登録	登録件数	一件につき十五万円

別表第三の十三の項の第二欄中「(昭和四十四年法律第六十四号)」を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)

(雇用保険法の一部改正)

第十一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項第二号中「第十五条の六第一項ただし書を」第十五条の七第一項ただし書に改める。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号中「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に改める。

第二十四条第一項中「第十五条の四、第十五条の六第二項」を「第十五条の五、第十五条の七第二項」に改める。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正)

第十三条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一第二十号の二十五」を「別表第一第二十号の二十六」に、「二十の二十六」を「二十の二十七」に改める。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第十四条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第二十一条第一項の改正規定を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十五条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第二十一条第一項中「第六十二号まで、第六十五号(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第

四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。」、第六十六号から」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十六条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行の日がこの法律の施行の日以前となる場合には、前条のうち厚生労働省設置法第二十一条の改正規定中「第六十五号(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。」、第六十六号」とあるのは、「第六十五号」とし、附則第十四条の規定は、適用しない。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、一定の求人者からの求人申込みの不受理及び職業選

択に資する情報提供の仕組みを設けるとともに、職場への定着促進に関する取組等の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業主に係る認定制度を創設するほか、キャリアコンサルタントの登録制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 勤労青少年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改め、法の目的を青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業(以下「適職」という。)の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することとする。

2 公共職業安定所は、一定の労働関係法令に違反し、厚生労働省令で定める措置が講じられた求人者について、学校卒業見込者等求人者の申込みを受理しないことができるものとする。

3 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集を行うときは、青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項(以下「青少年雇用情報」という。)を提供するように努めるとともに、学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならないものとする。

4 青少年の職場への定着の促進に関する取組等の実施状況が優良であることなどの基準に適合する中小事業主について、厚生労働大臣がこれを認定できるものとする。

5 国は、職業生活を円滑に営む上での困難を有する無業青少年に対し、職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

6 国は、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする職務経歴等記録書の普及に努めなければならないものとする。

7 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことを業とするキャリアコンサルタントの登録制度を創設すること。

8 技能検定の実技試験の実施方法について、検定職種ごとに厚生労働省令で定めるものとする。

9 この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に發揮できる環境を整備するため、一定の求人者からの求人申込みの不受理及び職業選択に資する情報提供の仕組みを設けるとともに、職場への定着促進に関する取組等の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業主に係る認定制度を創設するほか、キャリアコンサルタントの登録制度の創設等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。
平成二十七年九月四日
厚生労働委員長 渡辺 博道
衆議院議長 大島 理森殿

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案
右の議案を提出する。

平成二十七年九月十一日
提出者
厚生労働委員長 渡辺 博道

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦(昭和十二年七月七日以後における事変を含む。以下同じ。)により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者(今次の大戦の結果、昭和二十年九月二日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。)の遺骨であつて、いまだ收容され、又は本邦に送還されていないものを收容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。

2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策

を講ずるに当たっては、平成二十七年以降十箇年間(第五条第一項において「集中実施期間」という。)を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

3 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たっては、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長との連携協力を図るものとする。

(財政上の措置等)

第四条 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本計画)

第五条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針

二 戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集等の推進)

第六条 国は、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集、整理及び分析を推進するため、国内外の施設等において保管されている関係する文献の調査その他の情報の収集を行うために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係国の政府等の理解と協力)

第七条 国は、本邦以外の地域における戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集及び戦没者の遺骨収集の円滑な実施を図るため、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(戦没者の遺骨収集の計画的かつ効果的な実施)

第八条 国は、今次の大戦において戦闘が行われた地域その他戦没者の遺骨収集が行われるべき地域について、その地域の状況に応じ、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するものとする。

(鑑定等に関する体制の整備等)

第九条 国は、戦没者の遺骨収集により收容された遺骨について、当該遺骨に係る戦没者の特定を進めるため、遺骨の鑑定及び遺留品の分析に関する体制の整備及び研究の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(指定等)

第十条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一

個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十一条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。

二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。(事業計画等)

第十二条 指定法人は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本計画の内容に即して定めなければならない。

3 指定法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務

若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十四条 厚生労働大臣は、指定法人の業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(指定の取消)

第十五条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第百四号の次に次の一号を加える。

百四の二 戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること。

第四条第一項第百五号中「旧陸海軍」を「前号に掲げるもののほか、旧陸海軍」に改める。

理 由

今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進んでいる現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずるため、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。